

滋賀県委託事業
一般社団法人 滋賀県介護老人保健施設協会
生活機能向上支援事業 概要

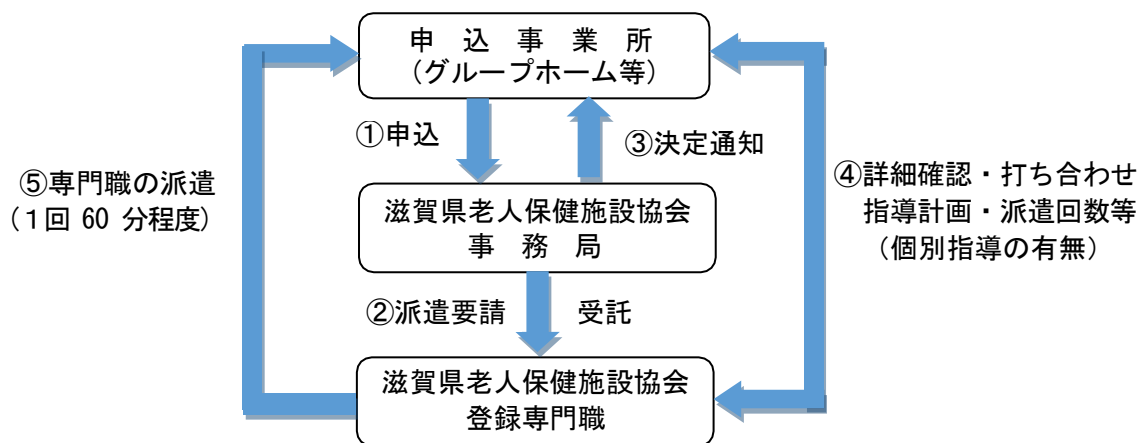
当協会所属の専門職を介護事業所に派遣し、無料で技術指導等を行う事業です。

《 R 5 年 度 受 講 事 業 所 募 集 中 》

実施主体	滋賀県
事業の目的	一般社団法人滋賀県介護老人保健施設協会に登録する専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等)を、専門職が配置されていない介護事業所に派遣し、抱える課題についてアセスメントや介護職員への技術指導を行うなど、その環境を整えることで利用者の生活機能を向上できるよう支援します。
事業内容	(1)プロジェクトチームにより運営し、支援は当協会に登録する専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等)を派遣 (3)申込に応じた専門職の選出 (4)専門職による課題の解決及び介護職員への指導により、リーダー人材の育成をめざした支援の実施 ※1案件につき複数回の支援も可能。介護事業所と専門職にて調整を行いながら実施。
専門職	一般社団法人滋賀県介護老人保健施設協会会員施設所属の専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等)のうち、協会に登録のあるもの。
対象	県内の高齢者向け介護施設及びその介護職員
費用	無 料
申込方法 (申込・お問合せ先)	当協会HP(https://shigaroken.jp/jigyo/)より、申込書をダウンロードし、下記までFAXまたはメールにてお申込みください。 【 申込・お問合せ先 】 一般社団法人滋賀県介護老人保健施設協会 事務局 TEL 077-599-4601 / FAX 077-599-4602 Email shiga.intl@lake.ocn.ne.jp
申込期間	令和5年4月1日から年間実施回数に達し次第終了
実施期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
実施方法	施設訪問もしくはオンライン (オンライン受講に不安がある場合は、初回に限り事務局がサポートに入らせて頂きます。機材をお持ちでない場合もご相談下さい。)
利用手順	① 申込書を当協会事務局あてにFAXまたはメールにて送付 ② 受付後、専門職を選任し、事務局より決定通知を送付 ③ 決定後、事業所と専門職にて支援内容の確認と日程を調整 ④ 受講後、「利用報告書」(様式6-①)を事務局あてにFAXまたはメールにて提出(専門職は「実施報告書」を提出)
個別指導にかかる同意事項について	本事業において派遣専門職が行う行為は、医師の指示が必要な「訪問リハビリテーション」ではありませんが、特定の利用者に対し個別的な技術指導を希望する事業所については、万一の事故発生に備えて保険加入事業所であること、ならびに事業所と利用者が締結している契約事項を適用することに同意いただきます。利用者の個人情報閲覧が必要な場合には、個人情報保護の観点から利用者本人または代理人の同意を得ていただきます。

滋賀县委託事業
一般社団法人 滋賀県介護老人保健施設協会
生活機能向上支援事業 利用手順

専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等）派遣の利用手順フロー



⑥受講した事業所は、「利用報告書」（様式6-②）を事務局に提出

専門職派遣にかかる利用手順

1. 申込事業所は「申込書」＜様式1＞必要な事項を記入し、専門職の派遣希望日の30日前までに協会事務局あてに郵送
2. 協会事務局は「申込書」＜様式1＞が郵送されたら、原則、申込事業所に近い当協会会員施設の登録専門職に派遣の要請を行う。特定の圏域に申込が集中した場合は、調整する。
申込内容によっては、専門職の職種・専門分野を検討し、派遣専門職を決定する。
3. 協会事務局は専門職派遣予定日の14日前までに「決定通知書」＜様式3＞を申込事業所あてに送付
4. 申込事業所と派遣専門職は、派遣当日までに意見交換し、申込事業所のニーズなど必要な情報を確認。複数回シリーズ利用可能（指導計画・派遣回数等の立案）
5. 申込事業所に専門職を派遣
6. 指導記録・成果等の記録票の作成および評価
受講事業所は、受講後概ね7日以内に「実施報告書」（受講事業所用）＜様式6-①＞、派遣専門職は、派遣後概ね7日以内に「実施報告書」（派遣専門職用）＜様式6-②＞に必要事項を記入・捺印し、事務局に提出